

新連載

海外事業リスクをチェックする

インド進出における 法務の基礎知識

日本企業がインドに事業拠点を
設立・運営する際の法務上の留
意点を解説する。

弁護士 琴浦 諒

第1回 事業拠点設立の ポイント

1 事業拠点の種類

現在のインドの規制上、日本企業を含む外国会社がインドに設立できる事業拠点は、

- ① 会社 (Company)
- ② 駐在員事務所 (Liaison Office)
- ③ 支店 (Branch)
- ④ プロジェクトオフィス (Project Office)

の四種類である。

① 会社は、インドの会社法である一九五六年会社法 (Companies Act, 1956) に基づいて設立される独立の事業体であり、一〇〇%子会社である現地法人や、インド現地企業との合弁会社等がこれに当たる。

これに対して②駐在員事務所、③支店、および④プロジェクトオフィスは、インドの外為法である一九九九年外国為替管理法 (Foreign Exchange Management Act, 1999) の施行規則である二〇〇〇年支店その他の事業拠点の設立に関する外国為替管理規則 (Foreign Exchange Management (Establishment in India of Branch or Office or Other Place of Business) Regulations, 2000) に基づいて設

はじめに

筆者は、本誌の二〇一〇年一月号および一二月号において「インド進出の法務リスク」と題する記事を寄稿する機会をいただいた。

同記事では、インドに進出する日本企業が把握しておくべき基本的な法制度、規制および法律実務について、基本的概念を解説するとともに、インド企業と取引を行う場合の留意点、およびインドに事業拠点を設立・運営する場合の留意点等を解説した。

本稿では、前記基本的概念および留意点を前提として、実際にインドに事業拠点を設立・運営する場合の法務上の留意点につき、全六回で解説を行うこととした。前半二回では各事業拠点の特徴を中心に、後半四回では実際に事業拠点を設立・運営する場合の留意点を中心に解説することとする。



ことら・りょう 2002年京都大学法学部卒業。2003年弁護士登録、アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所。2009年コロンビア大学ロースクールLL.M。2010年ニューヨーク州弁護士登録。インド現地の法律事務所での勤務経験を生かし、日本企業によるインドへの進出、現地企業買収、契約締結、労務管理、知的財産権管理等に関するアドバイスを多数行っている。

立される外国会社の出先機関（外国会社の一部）となる。駐在員事務所、支店およびプロジェクトオフィスは、インド準備銀行（RBI）の認可に基づいて設立されるが、インド会社法上要求される外国会社の登記手続にも従う必要がある。

2 事業拠点の選択

会社については、外国直接投資（Foreign Direct Investment）に対する規制に従って設立されることを前提として、定款の事業目的の範囲内である限り、活動内容に特段の制限はない。他方で、駐在員事務所、支店およびプロジェクトオフィスについては、それぞれ活動内容が一定の行為に制限されている（具体的な制限内容は後述のとおり）。

そのため、インドに事業拠点を設立する場合、その目的に応じて、前記四種類の事業拠点のいずれを設立するかを最初に選択する必要がある。

一般に、会社が最も活動内容の範囲が広く、支店、駐在員事務所、プロジェクトオフィスの順で、活動内容の範囲は狭まっていく。また、営利的な事業活動を行うことが認められているのは会社と支店のみであるため、インドにおいて営利的な事業活動を行うことを目的としている場合、必ず会社または支店を事業拠点として選択する必要がある。

例えば、取引先インド企業のサポートや、輸入販売のプロモーション等を行うことを目的としてインドに事業拠点を設立する場合には、駐在員事務所を設立すればそ

の目的は達成できる。また、直接自社製品を日本からインドに輸入し、直営の販売代理店として活動することを目的とする場合、支店を設立すれば、その目的は達成できる（ただし後述のとおり、税務上の理由により事業拠点として支店が設立されることはほとんどない）。さらに、道路や建物といったインフラ整備のため、当該インフラ建設プロジェクトが設立している間のみ、現地に事業拠点を設置しておきたいという場合には、プロジェクトオフィスを設置すればその目的は達成できる。

一方、会社を設立する必要がある場合としては、現地で工場を持つて生産活動を行うなど、支店、駐在員事務所およびプロジェクト

オフィスのいずれの活動内容としても認められていない行為を目的とする場合が挙げられる。

事業拠点の選択にあたっては、このような活動の内容や目的のほかに、事業の規模や各事業拠点にかかる税率等も考慮する必要がある（49頁図表参照）。

3 各事業拠点の特徴

（1）駐在員事務所の特徴

二〇〇九年十二月三日付で発行され、二〇一〇年二月一日付で施行された、最新のインド準備銀行の通達（RBI/2009-2010/278 A.P.〈DIR Series〉Circular No. 23）によれば、駐在員事務所認められている活動内容は、以下のとおりである（参考として原文も併記する）。

▼インド国内における本社または関連会社の代表行為

(Representing the parent company / group companies in India)

▼インドへの輸出入の促進

(Promoting export / import from / to India)

事業拠点の選択に際しては
それぞれの特徴について十分な吟味を。





▼本社または関連会社とインド内
国会社との間の技術上や財務上
の提携の促進

(Promoting technical / fi-
nancial collaborations between
parent / group companies and
companies in India)

▼本社とインド国内企業との間の
コミュニケーション窓口業務
(Acting as a communication
channel between the parent
company and Indian com-
panies)

駐在員事務所が前記以外の活動
を行うことは認められていない。
したがって、駐在員事務所がその
名義で商品の輸入や売買といった
営利的な事業活動を行うことはで
きず、これらを目的としてインド
に事業拠点を設定する場合、駐在
員事務所を選択することはできな
い。

もし駐在員事務所が営利的な事
業活動を行った場合、インド外国
為替管理法の違反の問題が生じる
ほか、当該駐在員事務所は税務上
恒久的施設 (Permanent Establish-
ment (PE)) に当たるものとみな
され、本社がインド国内で行って

いる事業につき、課税されてしま
う可能性がある(注1)。インド税
務当局による駐在員事務所に対す
る税務調査は厳しく、特に、駐在
員事務所であるにもかかわらず多
人数を雇用している場合や、設立
から相当期間が経過している場合

など、営利的な事業活動を行って
いると疑われる場合には、PEに
該当するものとみなされ、課税が
行われることがある。少なくとも
数の日本企業が、このみなし課税
の対象とされ、インド税務当局と
の間の紛争に巻き込まれているこ
とから、駐在員事務所における活
動には十分な注意が必要である。

駐在員事務所は、その経費をす
べて本社からの送金によって賄わ
なければならず、インド国内で借
入を行うことは認められていない。
また、営利的な事業活動が認めら
れていないことから、事業活動に
よる利益を経費に充てることも当
然でない。

駐在員事務所は会計監査を受け
る必要がある、また外国法人税の
税務申告を行う必要もある(駐在
員事務所はPEではないため、イ
ンドへの税務申告自体不要と思わ
れがちだが、実際は必要とされて

いることに注意が必要である)。
つまり、駐在員事務所は営業活動
を行うことが認められていないた
め、収支は通常マイナスとなるが、
その場合でも所得が存在しない旨
の税務申告を行う必要がある(注
2)。

さらに、駐在員事務所は、自己
使用目的(オフィス等のため)に
不動産を賃借することは認められ
ているが、不動産を取得すること
は認められていない。

(注1) 国際的な課税の一般原則として、ある国が、当該国で活動を行う外国法人に課税できるかどうかは、当該外国法人が当該国内に恒久的施設(PE)を有しているかどうかにより定まる。すなわち、外国法人が当該国内にPEを有していれば当該国は課税することができ、有していなければ課税することはできない。したがって、日本企業がインド企業に対して輸入販売を行い、販売利益を上げたとしても、当該日本企業がインド国内にPEを有していなければ、原則として当該日本企業がインド国内で課税されることはない。

一般に、インドを含む世界の国では、駐在員事務所はPEとはみなされない(なお、支店は一般にPEとみなされる)。そのため、日本企業を含む外国法人がインド国内に駐在員事務所を置いていたとしても、そのことのみで当該外国法人がインド国内で課税されることはない。しかしながら、駐在員事務所が営利的な事業活動を行っている場合、インド税務当局により、当該駐在員事務所はPEに該当するものとみなされ、当該駐在員事務所の本社である外国法人がインド国内で行っている事業につき、課税されることがある。

(注2) 駐在員事務所であっても銀行預金に対する利息などの収入はあり得る。

(2) 支店の特徴

支店に認められている活動内容は、以下のとおりである(参考として原文も併記する)。支店と駐在員事務所の活動内容の最大の相違は、駐在員事務所については営利的な事業活動が一切認められていないのに対し、支店には一定の営利的な事業活動が認められている点である。

▼商品の輸出入
(Export/import of goods)

▼専門的サービスまたはコンサルティングサービスの提供
(Rendering professional or consultancy services)

▼本社が従事する調査活動の実行
(carrying out research work, in which the parent company is engaged)

▼インド内国会社と本社または海外の関連会社との技術上または財務上の提携の促進活動

(Promoting technical or financial collaborations between Indian companies and parent or overseas group company)

▼インド国内における本社の代表行為、および本社の購入または

(注3) 外国の航空会社や船舶会社は、事業内容にかかわらず支店を設立できる。

図表 インドにおける事業拠点の種類と主な特徴

事業拠点の種類	会社	駐在員事務所	支店	プロジェクトオフィス
活動内容の制限の有無	活動内容に制限なし(定款の目的の範囲内であれば活動可)	活動内容に制限あり(営利的な事業活動は不可)	活動内容に制限あり(営利的な事業活動は可能)	活動内容に制限あり(特定のプロジェクトについてのみ、営利的な事業活動が可能)
経費および銀行等からの借入の可否	・経費は親会社からの出資または事業活動による利益によって賄う ・借入可能	・経費は本社からの送金のみによって賄う ・借入不可	・経費は本社からの送金または事業活動による利益によって賄う ・借入不可	・経費は本社からの送金のみによって賄う ・借入不可
課税(税率はいずれも2011年度のもの)	・インド国内法人として、インド国内での課税対象となる ・実効税率は32.445% ・税務申告必要	・本社を含め、原則としてインド国内での課税対象とならない。ただしPEとみなされて課税されるリスクあり ・実効税率は42.024% ・税務申告必要	・インド国内での売上について、課税対象となる(PE扱い) ・実効税率は42.024% ・税務申告必要	・インド国内での売上について、課税対象となる(PE扱い) ・実効税率は42.024% ・税務申告必要
自己使用目的での不動産の取得および賃借	取得・賃借ともに可能(投資目的等の不動産取得は不可)	賃借は可能だが、取得は不可	取得・賃借ともに可能	賃借は可能だが、取得は不可
会計監査	受ける必要がある	受ける必要がある	受ける必要がある	受ける必要がある

販売代理店としての行為

(Representing the parent company in India and acting as buying/ selling agent in India)

▼インド国内における情報技術およびソフトウェア開発に関するサービスの提供
(Rendering services in Information Technology and development of software in India)

▼親会社または関連会社の製品に関する技術サポートの提供
(Rendering technical support to the products supplied by parent/group companies)

▼外国の航空／船舶会社
(Foreign airline/shipping company) (注3)

支店が前記以外の活動を行うことは認められていない。したがって、支店が工場で製造を行うことなどは認められず、そのような活動を目的とするのであれば、支店ではなく会社を設立する必要がある。他方で、支店は「商品の輸出入」と「インド国内における本社の代売行為、および本社の購入または販売代理店としての行為」を行うことが認められているため、自ら

商品を輸入し、代理店として販売するという限度で営利的な事業活動を行うことが可能である。

支店は、その経費を本社からの送金または自らの事業活動で得た所得により賄うことができる。支店がインド国内で借入を行うことは認められていない。

支店は会計監査を受ける必要がある。支店は会計監査を受ける必要がある。支店は、外国法人税の税務申告を行う必要がある。支店は、インド税法上、PEに該当することから、日本企業がインドの支店を通じてインド国内で得た所得については、原則としてインド国内における課税対象となる。なお、一般に、このPEへの該当による課税の問題から、実務上、インドに設立する事業拠点として支店を選択する日本企業は、銀行、航空会社等の特定の業種を除いては、ほとんど存在しない。

支店は、その活動のためにインド国内で不動産を賃借すること、および不動産を取得することが認められている。ただし、取得できる不動産は、その活動に必要なもの(オフィス目的等)に限られ、例えば投資目的等で不動産を取得することはできない。